

「学校規模の適正化に関する基本方針」への提言 **抜粋**

④特定地域隣接校選択制度の評価検証と今後の対応策

平成19年度から過大規模校対策として導入した特定地域隣接校選択制度の趣旨そのものは、アンケート結果からも一定の理解が得られている制度であると考ええる。

この制度の導入により、平成24年5月時点の吉田方小学校では、隣接する松葉・花田小学校を242人が選択しており、児童数は858人となっていることから、学校の過大規模化が解消され学習環境改善の面においては、かなりの効果が出ている。

また、岩田小学校においては、隣接する豊・多米小学校を48人が選択し、児童数は784人となっており、学校の過大規模化が解消されているが、これは外国籍児童の大幅な減少等、制度以外の要因が大きく影響しているものと思われる。

両エリアとも校区の子ども会、体育祭やお祭りなどの地域行事への関わり方、校区の一員としての意識が希薄になるなど、あらためて教育環境の整備と地域コミュニティのあり方が大きな課題となっている。吉田方小学校については、特定地域隣接校選択制度を実施しない場合、平成30年度には児童数が1,300人に近づくことが見込まれており、もう一度原点に戻り、通学区域の見直しも含め、問題となっている課題を整理・解決していくことが重要である。

岩田小学校については、今後の児童数の推移も見込む中で、本制度の廃止も視野に入れ、課題を整理・解決していくことが必要である。

幸小学校においては、隣接校となる天伯小学校を選択できるエリアが市街化調整区域で対象者が少ないということから利用実績はほとんどなく、現在でも1,000人を超す過大規模校であり、本制度が有効に機能しているとは言えない。しかし、本校の周辺にある小学校も余裕教室が少ないことから、今後の児童数の推移も見込む中で本制度の存続も含め、その他の効果的な具体策も講じるべきである。

制度の今後のあり方については、過大規模校解消策としてこの特定地域隣接校選択制度は導入されているものの、それを利用するかしないかの選択は保護者に委ねられており、過大規模校対策の恒久的な制度としては、不安要素が残る。また、豊橋市は、学校区と居住校区とが一致することを前提にしたまちづくりが行われてきた歴史がある。

このことから、特定地域隣接校選択制度は、適正規模化を進める上での暫定措置制度として位置付ける方が現時点においては望ましいと考える。なお、暫定制度とした場合においても、地元との合意を尊重することはもちろん、その運用方法、ルール等を制度化した上で制度を導入するべきである。

なお、本制度を導入した場合、児童・生徒数、必要となる学校施設、地域などの状況も変わるため、一定年毎に利用者、学校、地域の声を聞きながら、評価・検証を行うことが必要である。